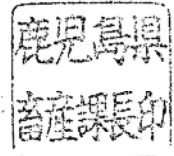


畜 第 8 1 号
平成27年4月21日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策へのご協力とご理解を賜り感謝いたします。

このことについて、別添「ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（平成27年4月16日付け27消安第465号）のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

口蹄疫については、平成22年の宮崎県の事例以降、国内での発生はありませんが、韓国や中国をはじめとした東アジア地域においては、発生が続発しており、特に、韓国においては、昨年5月に口蹄疫ワクチン接種清浄国の認定を受けたものの、その後、3年3か月ぶりとなる口蹄疫（0型）の再発生が豚飼養農場で確認され、今月13日までに180件の発生が確認されているところです。

また、高病原性鳥インフルエンザについても、台湾などの近隣諸国で多数の発生が確認されています。

このような中、今月下旬からゴールデンウィークを迎えるに当たり、海外への渡航者の増加が予想され、これらの疾病が我が国へ侵入するおそれが高まることから、十分に注意する必要があります。

つきましては、傘下会員等に対して、飼養衛生管理基準の遵守など侵入防止対策の徹底及び監視体制の強化に万全を期するよう指導をお願いします。

<農林水産省ホームページ：家畜伝染病の発生に関する情報>

口蹄疫

URL http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

高病原性鳥インフルエンザ等

URL <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

<県から家畜伝染病発生情報等の随時発信しています。メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

URL <http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodo/nogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 大菌・濱崎

TEL 099-286-3224

FAX 099-286-5599



現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて
**動物の悪性伝染病である口蹄疫、
鳥インフルエンザ**が発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。
海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。
農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.
Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).
Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan
<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)
Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)

(別 添)

事 務 連 絡

平成27年4月16日

外務省領事局政策課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国際衛生対策室長

ゴールデンウィークにおける動物検疫の強化について（協力依頼）

日頃から、動物検疫業務に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、中国、韓国、台湾等の諸外国においては、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が継続的に確認されており、これらの疾病が我が国に侵入することを防ぐため、農林水産省動物検疫所（以下「動物検疫所」という。）においては、発生国からの畜産物輸入を禁止しているほか、空海港での入国者に対する靴底消毒、車両消毒、海外での家畜との接触歴等に関する質問を実施するなど、水際検疫を徹底しているところです。

これからゴールデンウィークの時期を迎え、人や物の動きが一層激しくなり、国内各空海港においても海外からのチャーター便などの増加が見込まれる中、家畜の伝染性疾病の侵入リスクが極めて高まります。

そのため、動物検疫所においては、引き続き、水際検疫を徹底することとしておりますが、これらの情報を以下のホームページ上で提供しておりますので、貴職におかれましても、貴省や在外公館のホームページ等で広く周知いただきますよう、お願いいたします。

○農林水産省ホームページ

「空海港における水際検疫の強化について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html

○動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

○政府広報インターネットテレビ

「動物検疫・植物検疫 ～海外からの持ち込みに注意～」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg9589.html>

事務連絡
平成27年4月16日

国土交通省大臣官房危機管理官 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国際衛生対策室長

ゴールデンウィークにおける動物検疫の強化について（協力依頼）

日頃から、動物検疫業務に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、中国、韓国、台湾等の諸外国においては、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が継続的に確認されており、これらの疾病が我が国に侵入することを防ぐため、農林水産省動物検疫所（以下「動物検疫所」という。）においては、発生国からの畜産物輸入を禁止しているほか、空海港での入国者に対する靴底消毒、車両消毒、海外での家畜との接触歴等に関する質問を実施するなど、水際検疫を徹底しているところです。

これからゴールデンウィークの時期を迎え、人や物の動きが一層激しくなり、国内各空海港においても海外からのチャーター便などの増加が見込まれる中、家畜の伝染性疾病の侵入リスクが極めて高まります。

そのため、動物検疫所においては、引き続き、水際検疫を徹底することとしておりますが、貴職におかれましても、貴省内の関係部局、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航客船会社、旅行業者等に、下記の内容について協力を御依頼いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 動物検疫所では、渡航者や入国者に対して以下の点に関する注意喚起を行うため、広報用のリーフレット（日本語、英語、韓国語及び中国語（簡体字・繁体字）併記）及びビデオ（日本語、英語）を用意しております。これらの配布について御協力をお願いいたします。

- (1) 中国、韓国、台湾等の諸外国において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が相次いで確認されており、個人消費を目的としたものであっても、これらの国からの肉製品の日本への持込みは禁止されていること。

事 務 連 絡
平成27年4月16日

財務省関税局監視課長
財務省関税局業務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国際衛生対策室長

ゴールデンウィークにおける動物検疫の強化について（協力依頼）

日頃から、動物検疫業務に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、中国、韓国、台湾等の諸外国においては、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が継続的に確認されており、これらの疾病が我が国に侵入することを防ぐため、農林水産省動物検疫所（以下「動物検疫所」という。）においては、発生国からの畜産物輸入を禁止しているほか、空海港での入国者に対する靴底消毒、車両消毒、海外での家畜との接触歴等に関する質問を実施するなど、水際検疫を徹底しているところです。

これからゴールデンウィークの時期を迎え、人や物の動きが一層激しくなり、国内各空海港においても海外からのチャーター便などの増加が見込まれる中、家畜の伝染性疾病の侵入リスクが極めて高まります。

そのため、動物検疫所においては、引き続き、水際検疫を徹底することとしておりますが、貴省におかれましても、家畜の伝染性疾病の侵入防止措置徹底の重要性を踏まえ、ゴールデンウィークの税関における旅客の手荷物検査において、引き続き、肉製品等畜産物の持込検査の適切な実施に御協力をお願いいたします。また、ゴールデンウィークにおける動物検疫所が行う広報キャンペーンや動物検疫に関する制度の周知徹底に御協力いただきますよう、お願いいたします。

（参考）動物検疫所キャンペーンのお知らせ

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/campaign.html>

事務連絡
平成27年4月16日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国際衛生対策室長

ゴールデンウィークにおける動物検疫の強化について（協力依頼）

日頃から、動物検疫業務に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、中国、韓国、台湾等の諸外国においては、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が継続的に確認されており、これらの疾病が我が国に侵入することを防ぐため、農林水産省動物検疫所（以下「動物検疫所」という。）においては、発生国からの畜産物輸入を禁止しているほか、空海港での入国者に対する靴底消毒、車両消毒、海外での家畜との接触歴等に関する質問を実施するなど、水際検疫を徹底しているところです。

これからゴールデンウィークの時期を迎え、人や物の動きが一層激しくなり、国内各空海港においても海外からのチャーター便などの増加が見込まれる中、家畜の伝染性疾病の侵入リスクが極めて高まります。

そのため、動物検疫所においては、引き続き、水際検疫を徹底することとし、別添のとおり、関係省庁、関係団体等に協力依頼を行いました。また、動物検疫所では、広報用のリーフレット（日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）併記）（参考）を準備するとともに、以下のウェブサイトにも動物検疫に関する情報を掲載しております。

貴都道府県におかれましても、資料配布、リンクバナーの設定等による関係者への情報提供及び注意喚起に御協力をお願いいたします。

○農林水産省ホームページ

「空海港における水際検疫の強化について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html

○動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>